

2025年9月22日

加入者・事業主 各位、
(web掲載)

川崎汽船健康保険組合

<< 重要 >>

マイナ保険証への全面移行に際しての「資格確認書」の交付について

本年12月2日より、従来の健康保険証（健康保険被保険者証）が完全に無効となり、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証へ移行されます。（無効となった健康保険証の返却は不要です。）

（例外措置として、国民健康保険及び後期高齢者保険証は、2026年3月末まで利用可能）

これに際して、マイナ保険証利用が困難な被保険者・被扶養者に対して、「健康保険資格確認書」（プラスチックカード）を交付します。健康保険適用を受ける（資格確認）為に、これを医療機関等窓口にてご提示ください。

(1) 資格確認書交付対象者

2024年（令和6）年12月1日以前の資格取得者（加入者）のうち、以下の何れかに該当する被保険者（本人）又は被扶養者（家族）。（但し、既に資格確認書を交付されている者は対象外）

- ① マイナンバーカードを取得していない者
- ② （マイナンバーカード取得しているが）健康保険証利用登録（紐付け）を行っていない者
- ③ 当健保組合に対して、マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ⑤ マイナンバーカードの返納者
- ⑥ 特別な事情に抛りマイナポータル等で自己情報が閲覧できない設定をされている者
- ⑦ その他、正当な理由により交付が必要と判断される者

(2) 資格確認書交付対象者の確認・申請

(a) 対象者のうち、上記要件①・②・③の該当者は、健保システムにより10月20日時点での該当者を確認

(b) それ以外（要件④～⑦該当者）については、被保険者からの申告に基づき、交付の是非を確認

◇ 被保険者は、10月15日（水）までに、申請意思を【被保険者の保険証番号・氏名】・【資格確認書が必要な方の氏名・続柄・枝番・申請理由（④～⑦）※⑦の場合はその具体的理由】を記して当健保組合宛電子メール（宛先：tekiyo@kenpo.jp.kline.com）にて連絡願います。

申請に基づき当健保組合にて資格確認書発行の是非を判定の上、【非】の場合はその旨連絡致します。

注）10月15日以降も申請を受け付けますが、その場合の資格確認書交付は、12月2日以降となる可能性があります。

(3) 資格確認書交付対象者の確定及び交付

上記(2) - (a)/(b)に基づき健保組合で事業所別に交付対象者リストを作成し、資格確認書を発行します。

発行された資格確認書は、事業所/被保険者毎に取り纏め **11月25日(火)迄を目途に各事業所宛送付手配します。**
各事業所におかれましては、12月1日（月）迄に被保険者が受け取れる様配布ご手配をお願いします。

今回発行される資格確認書の交付日は一律 令和7年12月1日、有効期限は 令和11(2029)年11月30日 となります。また、紛失・破損の場合は、再発行申請と手数料が必要となります。

一方、資格確認書交付対象外の（マイナ保険証が利用可能な）方については、2024年12月1日以前に「資格情報のお知らせ」を送付しており、今回新たに交付する書類はありません。

尚、『資格情報のお知らせ』が手許になくとも、マイナポータルにてご自身の資格情報を確認すること可能です。（「資格情報のお知らせ」の再発行は致しません。）

任意継続の方には、別途郵送にて個別案内致します。

以上